

一般財団法人 ジャパン ワンヘルス ネットワーク財団

Japan One Health Network (JOHN)

会員規則

(目的)

第1条

この規則は、一般財団法人 ジャパンワンヘルスネットワーク財団定款に基づき、本財団の会員及び会費等必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条

1 当法人の会員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会する法人又は団体

(2) 特別会員 当法人の正会員であつて、当法人が掲げるテーマに賛同する法人又は団体

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会する法人、団体又は個人

(入会)

第3条

1 当法人の会員になろうとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の審査及び承認を得るものとする。

2 法人、団体たる会員にあつては、法人等の代表者として当法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、当法人に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当財団に提出しなければならない。

4 会員の入会資格及び入会方法等は、別に理事会において定める。

(入会金および会費)

第4条

1 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 会費等の納入方法は、別に理事会において定める。
- 3 会員は、年会費を当該年度の12月末まで全納するものとする。
- 4 既納の会費は、返還しない。

(退会)

第5条

会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に当法人を退会することができる。

(細則)

第6条

この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。